

広島県報発行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県規則第十六号

### 広島県報発行規則等の一部を改正する規則

(広島県報発行規則の一部改正)

第一条 広島県報発行規則(昭和三十六年広島県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「公営企業の管理規程」の下に「、病院事業の管理規程」を加える。

(広島県予算規則の一部改正)

第二条 広島県予算規則(昭和三十九年広島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号及び第二十三条中「公営企業の管理者」の下に「、病院事業の管理者」を加える。

(職員に対する児童手当の支給に関する事務の取扱規則の一部改正)

第三条 職員に対する児童手当の支給に関する事務の取扱規則(昭和四十六年広島県規則第百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表公営企業の管理者及び企業局の職員の項の次に次のように加える。

病院事業の管理者及び病院事業局の職員
--------------------

病院事業の管理者
----------

第三条第二項中「企業局の職員」の下に「、病院事業の管理者及び病院事業局の職員」を加える。

(知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則の一部改正)

第四条 知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則(昭和四十九年広島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「企業局の職員」を「企業職員」に改め、同条に次の二号を加える。

四 病院事業局の本庁の事務部長、課長及び調整監並びにこれらに相当する職

五 病院事業局の病院の院長、副院長、事務局長、事務長、次長、課長及び運営管理

監

第二条中「企業局の職員」を「企業職員」に改める。

(次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部改正)

第五条 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則(平成十七年広島県規則第九号)の一部を次のように改正する。

本則の表広島県公営企業管理者の項の次に次のように加える。

広島県病院事業管理者
------------

広島県病院事業管理者が任命する職員
-------------------

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。